

●遺産分割・相続登記や遺言書の作成

●離婚調停・ご家族の問題

ネット相談も
対応します※



相続・遺言・家庭・成年後見で 相談してみませんか？

日本人の平均寿命は、男性81.5歳、女性87.09歳という高齢化社会を迎えています。

そのような生活の中でも両親が年を取って心配だ、

自分が年取ったとき、亡くなったあと、子供達は大丈夫だろうか、とお考えになることもあると思います。

認知症などになると、その人の財産を処分するためには成年後見人が必要となりますし、

亡くなると、遺産分割・相続登記など色々手続きもやらなければなりません。

それに相続人の考え方の違いから紛争となってしまうこともあります。

そのため予め、遺言をしておく、スムーズに解決できることもあります。

また、家庭の問題、ご夫婦や子供の問題も、悩ましいこともありますよね。

そんな時、経験ある弁護士にご相談ください。

皆様の気持ち・希望をお聞きして、じっくり相談すれば、必ず解決方法は見つかります。

当事務所の方針

- ①家庭の事情など、じっくりお話を聞きます。
- ②もちろん、秘密は厳守です。
- ③戸籍謄本・不動産登記簿謄本等の取寄せ、金融機関の預金解約など面倒な手続きも代行します。
- ④成年後見人・遺言執行者についても、ご相談ください。

※ネット相談にも対応しますが、家庭の問題には個人的な事柄、複雑な事情がある場合も多いです。そのためリアルでのご相談をお願いすることもあります。

相談料・弁護士料

●相談料・弁護士料につきましては、ご相談時に事情をお伺いして、適切にお見積りをいたしますので、ご依頼ください。

(本サイト、「個人のお客様」の欄もご参照ください)

【ミニ知識①】

●任意成年後見制度ってなんですか？

成年後見人は、裁判所に申し立て選任してもらう成年後見人の他に、自分がまだ元気なうちに、後見人になってもらう人を契約で決めておく任意後見制度があります。任意後見契約をするには公正役場に行って公正証書を作成する必要があります。

【ミニ知識②】

●公正証書遺言ってなんですか？

遺言は、自分で作成する自筆証書遺言の他に、公正役場で公証人に作ってもらう公正証書遺言があります。専門家が作るので、安心です。弁護士は、その公正証書を作るときにその内容や文案のご相談にのり、公証役場との連絡・手続きを行います。

【ミニ知識③】

●相続登記の義務化ってなんですか？

いままで、人が亡くなってもその不動産の登記を相続人等に移すことは義務ではありませんでした。しかし、令和6年4月1日から、相続登記が義務化され、不動産所有権の取得を知ったときから3年以内に法務局に相続登記の申請をしなければなりません。

【ミニ知識④】

●離婚時共同親権ってなんですか？

夫婦が離婚したときの子供の親権は、現在(令和6年4月時点)は父か母かどちらか一方に決める必要があります。しかし、離婚後も父・母が共同して親権を行使することができるようにすることが検討されています。離婚した夫婦が話し合って共同して子供のことを決めるのは難しいのではないかと、特に、DVで離婚した場合どうするのか、などの問題があり、議論がなされているところです。

■お問い合わせはこちらから

芝愛宕法律事務所

相談したい事案や、報酬に対する不安など、お気軽にお問い合わせください。

TEL.03-6432-4456

<http://www.law-mohri-yoshida.com/>